

(農政環境常任委員会資料)

作成年月日	令和6年6月11日
作成課	農林水産部総務課

第367回 兵庫県議会議案 説明資料

【事件決議関係】

- I 特定調停及び債権の放棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- II 公益社団法人ひょうご農林機構への貸付金の一部債権放棄・・・・・・・・ 3

令和6年6月

農林水産部

I 特定調停及び債権の放棄【第95号議案】

兵庫県森林組合連合会（以下「県森連」という。）が負う金銭債務に係る特定調停事件（大阪地方裁判所令和4年（特ノ）第9号）について、破産手続きに比べ、県への弁済額が多くなる見通しであること、裁判所の嘱託弁護士から県森連が提出した弁済計画案の内容は妥当との意見が示されていること等から、県森連が提出した弁済計画案に基づく調停条項案を受諾し、県森連による弁済後の県森連への債権を放棄しようとする。

1 特定調停の相手方

兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号
兵庫県森林組合連合会

2 調停条項案の内容（要旨）

(1) 対象債権額の確認

兵庫県と県森連は、兵庫県が、県森連に対し、金908,777,132円及び令和5年7月1日以後に発生した遅延損害金の債権を有していることを相互に確認する。

(2) 確定弁済

県森連は、兵庫県に対し、本調停が成立した日から1か月が経過する日の属する月の末日までに、兵庫県が指定する預金口座に振り込む方法により、金272,633,139円を支払う。ただし、振込手数料は県森連の負担とする。

(3) 債権放棄

県森連が兵庫県に前号の金額を支払ったときは、兵庫県は、県森連に対し、(1)の金額から(2)の金額を控除した残額の債権を全て放棄する。

(4) 追加弁済

ア 県森連は、(2)の金額の支払を行った後、速やかに総会の決議により解散し、現預金総額から清算に必要な費用及び公租公課を控除した金額（以下「追加弁済総額」という。）を確定する。

イ 県森連は、兵庫県に対し、アの解散の決議の効力が生じた日から3か月が経過する日の属する月の末日までに、兵庫県が指定する預金口座に振り込む方法により、追加弁済総額を各債権者への対象債権額金3,031,731,641円に対する金908,777,132円の割合で按分した金額（小数点以下は切捨て。以下「追加弁済額」という。）を支払う。ただし、振込手数料は県森連の負担とする。

ウ (3)の債権放棄の効力は、追加弁済額に相当する金額の範囲で、遡って失われるものとする。

(5) 調停費用

調停費用は各自の負担とする。

Ⅱ 公益社団法人ひょうご農林機構への貸付金の一部債権放棄【第96号議案】

公益社団法人ひょうご農林機構に貸し付けた貸付金に係る利息債権の全部を次のとおり放棄しようとする。

1 放棄する債権

以下の貸付金の利息債権のうち、令和6年3月26日以降に発生した利息を放棄する。

- | | |
|-----------|---|
| (1)貸付金名称 | 公益社団法人ひょうご農林機構への貸付金 |
| (2)引受日 | 令和6年3月26日 |
| (3)貸付額 | ア 8,600,000,000円
イ 25,800,000,000円
ウ 7,200,000,000円 |
| (4)最終弁済期限 | ア 令和12年6月20日
イ 令和17年3月20日
ウ 令和27年3月20日 |
| (5)貸付利率 | 6か月円TIBOR+年0.230% |
| (6)資金の用途 | 分収造林事業に係る運転資金、借換資金 |

2 債権放棄の相手方

神戸市中央区下山手通5丁目7-18

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長 寺尾俊弘